

65歳以上の介護保険被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかの要件を満たす方が申請を行うと、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った介護保険第1号被保険者
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる介護保険第1号被保険者
⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の種類ごとに見た令和2年中の収入のいずれかが、令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

注:申請にあたっては、収入等を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額(A×B÷C)**に**減免割合(D)**をかけた金額です。

減免対象保険料額(A×B÷C)

- A: 介護保険第1号被保険者の保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年中の所得額
- C: 世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額

主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 200万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 200万円を超える場合: 10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除

【保険料の減免期間】令和2年2月から令和3年3月末まで

に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)を設定した保険料について減免を適用します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは泉南市 長寿社会推進課(介護保険係)にお問い合わせ下さい。

泉南市 長寿社会推進課

電話:072-483-8251 メールアドレス:kaigo@city.sennan.lg.jp

